

緊急事態宣言の発出に伴う公共施設等の利用について

令和 3 年 8 月 2 日

飯 能 市

新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、県民への不要不急の夜間外出自粛が要請されたことに伴い、令和 3 年 8 月 2 日（月）から令和 3 年 8 月 31 日（火）までの間については、以下の施設の夜間利用を制限します。

また、イベント等の開催基準については、国、埼玉県の基準を準拠しています。

1 対象期間

令和 3 年 8 月 2 日（月）から令和 3 年 8 月 31 日（火）

2 夜間利用を制限する施設

施設名	所管課	利用終了時間
市民会館	市民会館	午後 8 時
市民活動センター	地域活動支援課	午後 7 時
地区行政センター	各地区行政センター	午後 8 時
トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園	子育て支援課	午後 5 時
市民体育館	スポーツ課	午後 7 時
阿須運動公園ホッケー場		
美杉台公園多目的グラウンド		
学校体育施設（小・中学校体育館、校庭）		

3 その他の利用制限

名 称	制限するエリア	期 間
飯能河原	飯能河原堰付近～割岩橋下	令和 3 年 8 月 7 日（土）から緊急事態措置終了までの間（終日）
中央公園駐車場	西側及び東側駐車場	

4 イベント等の開催基準（国、埼玉県に準拠）

収容定員 10,000 人を超える施設でのイベント	5,000 人まで可
収容定員 10,000 人以下の施設でのイベント	収容定員の 50% まで可

※国通知 … 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 7 月 30 日）